| 森林経営管理法と | 森林経営管理制度

北海道 千歳市(共有者不明森林における集積計画の策定)

- ➤ 千歳市では、意向調査及び現地調査の結果をもとに「森林整備フロー」に沿って整備方針を整理しており、そのうち一団の形成が見込まれる森林を経営管理権集積計画策定モデル団地として設定し、市の森林経営管理事業による森林整備に取り組んでいる。
- ▶ モデル団地内の不明森林共有者については「共有者不明森林に係る特例」を適用して経営管理権集積計画を作成した。

」 実施方針

令和元年度、2年度に実施した意向調査及び現地調査の結果をもとに「森林整備フロー」に沿って森林整備の方針を整理した結果、一団の形成が見込める中央地区をモデル団地として設定。団地内の森林所有者の同意を取りまとめ経営管理権集積計画を策定し、市の森林経営管理事業により森林整備を進めることとした。

経営管理権集積計画の策定には、森林所有者全員の同意が必要だが、登記 簿、戸籍謄本、住民票等を探索してもなお不明であった共有者1名について は「共有者不明森林に係る特例」を活用した。

□ 取組内容

- R1 現況調査等による対象森林の選定、意向調査実施
 - ~R2年 · 現地調査の同意取得(追加調査)
- R3年 ・ 中央地区に経営管理権集積計画策定のモデル団地を設定し、 団地内の森林所有者に事業内容の事前説明を実施
 - 経営管理権集積計画案を作成し、森林所有者の同意を取得
 - 共有者のうち1名について、登記簿、戸籍謄本、住民票等により探索したが、なお不明であることを確認
- R4年 特例を活用し、共有者不明森林に係る公告を実施 (R4.12月~R5.6月(6ヶ月))
- R5年 ・ 同意を取得した森林所有者13名の経営管理権集積計画を公告 (R5.4月)
 - 共有者不明森林に係る公告の期間内に異議申し出がなかった ため、特例による経営管理権集積計画を公告(R5.7月)
 - 経営管理権集積計画に基づき千歳市森林組合と委託契約締結 (R5.8月末)
 - 経営管理権集積計画に基づく倒木及び危険木処理(R5.10月)
 - 経営管理権集積計画に基づく定期的な巡視等(R5~R9)

□ 計画内容

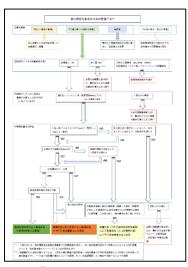
- 計画箇所: 千歳市中央地区
- ○計画期間:5年間
- 面積:約4.5ha (うち特例適用0.11ha)
- 森林所有者:14名(うち特例適用1名)
- 樹種:トドマツ(一部カラマツ)
- 林齢:64~70年生
- 事業予算 3.782千円 (R5予算)
- 事業内容:
 - ・倒木の処理、危険木の伐採及び枝払い
 - ・暴風雨後の巡視等、適正な管理

□ 工夫・留意した点

- 森林所有者の意向や森林の現況、収益性等から森林整備の方針を整理する「森林整備フロー」を作成し、集積計画の策定可否など、対応を体系化。
- 「市等に委託希望」の回答があった森林 は、現地調査を基に森林の現況及び施業 提案等をまとめた『森林カルテ』を作成 し、森林所有者へ丁寧な説明を行うこと で制度への理解が向上。



市道沿いの倒木



「森林整備フロー」

- 森林組合に委託を希望する森林所有者を森林組合に紹介し、森林経営計画への参画を推進。
- 特例措置の適用にあたり、①不明森林所有者の充分な探索、②2回の公告(共有者不明に係る公告、6ヶ月後に計画の公告)、③公告に係る北海道への報告を実施。

- 36 -

北海道 室蘭市(市町村森林経営管理事業による森林整備)

- ▶室蘭市では、手入れの行き届いていない私有人工林について、風倒災害発生の危険性が懸念されることから、主に災害防止の観点から森 林経営管理制度を活用
- ▶市の森林経営管理事業による森林整備の取組を実施

実施方針

室蘭市では、道路への倒木等の危険がある私有人工林について、 森林所有者と調整のト、経営管理権集積計画を作成。

R3年からは森林環境譲与税を活用した森林経営管理事業「室蘭市 森林整備事業」を創設し、森林整備を実施。

また、当市では林業専門職員が不在で専門知識が不足しているた め、道や事業体を構成員とした森林整備計画実行管理チームの枠組 みを活用し進めた。

取組内容

○R2年:意向調査の対象森林の選定、林地台帳、登記情報との照

○R2年:森林の境界、現況の確認、標準地調査

○R3年:森林所有者へ制度の趣旨説明、森林の現況確認、施業提

○R3年:経営管理権集積計画の策定のための境界確認、施業の方 針の決定

○R3年:森林所有者と現地にて境界の確認

○R3年:市森林整備事業の実施

○R4年:事業実施後の現況確認を実施

計画内容

- ○樹種:スギ(約70~86年生)無間伐林分
- ○除伐(危険木除去)
- ○計画期間は5年間
- ○枯損木が道路へれる危険があるため、市道に交通整理員を配

周囲の安全を図りながら伐採・搬出を行った

○事業実績 605 (千円) (R3決算)

工夫・留意した点

- ・民有林面積が少ない室蘭市の担当課では、担当者も林業に係 る実務経験が乏しいため、関係機関との連携が不可欠であった。
- ・市道に倒れる危険もあったため、安全を確保するため交通整 理員を配置した。
- ・今後も関係機関と連携し災害防止の観点から現況確認等を実 施して、必要な施業について検討する。



(施行前)



(市道には交通整理員を配置)



(スギ人工林伐採作業の状況)

北海道 羅臼町(市町村森林経営管理事業による森林整備)

- ▶ 羅臼町の一般民有林では、林業経営に不向きな森林が多く、森林整備を行うことができる箇所が限られており、その箇所も整備が進んでいないことから、森林整備の推進を図るため森林経営管理制度を活用。
- ▶ 町の森林経営管理事業を活用した森林整備の取組を実施。

□ 実施方針

羅臼町では、森林経営計画の策定に必要な30haを確保することが難しく、策定の実績が無い。意向調査対象林分も3件(約5ha)しか存在しないことから、森林経営管理制度における経営管理権集積計画の策定を行い、市町村森林経営管理事業による間伐の実施を行う方針とした。

また、羅臼町では林業専門職員が不在で専門知識が不足しているため、道や事業体を構成員とした羅臼町森林整備計画実行管理推進チームの枠組みを活用し進めた。

□ 取組内容

○R1年度:意向調査の対象森林の選定、林地台帳、登記情報との

照合

○R1年度:森林の境界及びドローン等による現況の確認、標準地

調査

○R2年度:森林所有者へ制度の趣旨説明、森林の現況確認、施業

提案

○R3年度:GPS内蔵タブレットを用いた経営管理権集積計画の策定

のための境界確認、施業の方針(間伐)の決定

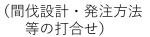
○R3年度:森林所有者と現地にて境界の確認、経営管理権集積計画

の公告・縦覧

○R4年度:市町村森林経営管理事業計画の作成、事業の実施(間伐)

※ドローン、タブレット等の機材の使用及び森林所有者への対応等は、道(振興局林務課、森林室)に支援を依頼した。







(森林所有者への現 地説明)



(間伐後の状況)

□ 計画内容

- ○樹種:アカエゾマツ(約30年生)無間伐林分
- ○R4保育間伐を実施(木材の販売は無し)
- ○計画期間は2年間
- ○河川付近のため、不必要な伐採は控え、生物多様性の保全を考慮
- ○事業額 937 (千円) (R4:全額森林環境譲与税)

□ 工夫・留意した点

- ○GPS内蔵タブレットに衛星画像・地番図のデータを転送・表示する ことで森林所有者との現地立会(境界確認)が円滑に進んだ。
- ○計画の期間を2年間とすることで、羅臼町の管理期間を短縮し事務の軽減を図った。
- ○町職員の森林整備事業に対する知識や意欲の向上が図られた。

- 38 -

川その他

1. 意向調査を効率的に進めるためには

- ▶ 意向調査を効率的に進めるため、各市町村では様々な取組を行っています。
- ▶ 実際に市町村が行っている代表的な事例を紹介します。

□ 意向調査の準備

意向調査対象林分は、森林調査簿情報を基に未整備森林を抽出し、 その所有者を調査対象とすることとしますが、準備作業として、林 況情報や所有者情報が正しいかどうかの精査作業が重要です。 未整備森林ではない林分について、今後の施業を検討したり、誤っ た所有者へ調査することで、後日トラブルとなる恐れがあることか ら事前の精査が必要です。

【具体的な事例】

- ○意向調査対象林分について、衛星画像や現地調査などにより精査
- ○所有者情報について、林地台帳(登記情報)、固定資産台帳により精査

□ 全体計画や優先順位の検討

意向調査を効率的に進めるためには、全区域を何年で調査するかといったおおまかな全体計画を作成したり、市町村内の地域毎の優先順付け(※)を決定することも重要です。

※未整備森林が集中した地域を優先。森林経営計画に近接する地域を優先など。

【具体的な事例】

- ○対象林分の分布状況を基に全体計画、優先順位を決定
- ○地籍調査実施箇所を優先

□ 調査方法の検討

調査は、郵送が効率的と考えられますが、回答率の向上や詳細な聞き取り、今後のスムーズな進め方のために、訪問による調査も有効です。また、地域での説明会の開催も趣旨の浸透や回答率の向上に資すると考えられます。

【具体的な事例】

- ○在村所有者は訪問による聞き取り調査。不在村は郵送
- ○在村所有者を優先して実施
- ○在村所有者が多い地域では説明会を実施

□ 調査の実施

調査の実施は、市町村職員実行が多いと思われますが、森林経営計画 への編入を基本とする場合は、意向調査業務から森林組合への委託が有 効です。また、準備作業(林況確認、所有者情報精査)と併せて外部委 託することも効率的な場合があります。

- ○森林経営計画への編入を想定し、森林組合へ調査を委託
- ○準備作業、意向調査などをコンサル等へ外部委託
- ○外部委託をせず、すべて職員実行

1. 意向調査を効率的に進めるためには

- ▶ 意向調査を効率的に進めるため、各市町村では様々な取組を行っています。
- ▶ 実際に市町村が行っている代表的な事例を紹介します。

□ 意向調査票の内容

意向調査票の様式について、標準的な様式にとらわれず選択肢を修正したり、また調査の目的や林分情報をわかりやすくするために資料を添付するなど、回答率の向上に有効な方法があります。また、林地分譲地など複雑な林分については、所有者情報のみを予備的に調査する方法もあります。

【具体的な事例】

- ○森林経営計画への編入を進めるため「市町村への委託」の選択肢を 削除や「市町村に相談」の項目を追加
- ○制度の説明資料等を添付
- ○衛星写真や林況写真、図面等を添付
- ○所有者の確認のみの予備的調査

□ 意向調査後の整理と再調査等

調査は複数年かかるもので、進捗状況を毎年整理することは重要です。 回答者への対応も速やかに行うことが必要で、現地調査により施業内 容を整理し、今後の対応につなげていく必要があります。また、無回 答者への督促、不達者の所有者情報調査も重要です。

【具体的な事例】

- ○進捗状況をGISで図示化
- ○調査後に現地調査を実施し施業方法を検討
- ○意向調査回答者への支援(森林経営計画・経営管理権集積計画の検討)
- ○不達者への追跡調査を実施
- ○所有者ごと、調査実施ごとに台帳管理







